

6 長薬発第 491 号
令和 6 年 7 月 26 日

地域薬剤師会長 様
病院診療所部会長 様

一般社団法人長野県薬剤師会
会長 藤 森 和 良

長野県肝炎医療コーディネーターの認定希望者募集について

平素、本会の運営に際し、種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、長野県では、肝炎対策の推進を図るため、肝炎ウイルス検査で陽性となった方や治療が必要な方が適切な医療を受けられるようコーディネートする、肝炎医療コーディネーターの養成及び認定を行っています。

この度、今年度の長野県肝炎医療コーディネーターの募集を開始した旨、長野県健康福祉部長から通知がありました。

つきましては、貴職ご多忙の折、誠に恐縮ではございますが、貴会(部会)会員にご周知いただきますよう、お願いいたします。

長野県薬剤師会 事務局長 小池 / 総務課長 吉野
〒390-0802 松本市旭 2-10-15
☎TEL : 0263-34-5511 📠FAX : 0263-34-0075
E-mail somu3@naganokenyaku.or.jp

6感第 135 号
令和 6 年（2024 年）7 月 26 日

長野市保健所長 様
松本市保健所長 様
市町村保健衛生所管課長 様
肝疾患専門医療機関の長 様
一般社団法人長野県医師会長 様
一般社団法人長野県薬剤師会長 様
肝疾患診療相談センター長 様
肝炎患者会長 様

長野県健康福祉部長
(公印省略)

長野県肝炎医療コーディネーターの認定希望者募集について（通知）

日頃から、県の肝炎対策に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、長野県では、肝炎対策の推進を図るため、肝炎ウイルス検査で陽性となった方や治療が必要な方が適切な医療を受けられるようコーディネートする、肝炎医療コーディネーターの養成及び認定を行っています。

つきましては、今年度の長野県肝炎医療コーディネーターを下記のとおり募集しますので、多くの方々に御応募いただけるよう周知いただくとともに、応募について格別の御配慮をお願いいたします。

なお、認定にあたっては、「肝炎医療従事者等研修会（以下、「研修会」という。）」を受講いただき、習熟度に関する試験に合格することが要件となります。

記

1 募集期間

令和 6 年 7 月 26 日（金）から令和 6 年 9 月 18 日（水）まで

2 申込方法

「研修会の受講申込み」と「認定申込み」の両方を行っていただくことが必要です。

(1) 研修会の受講申込み

申込サイト <https://kanen2024.hp.peraichi.com/>

QRコードからもアクセスできます。

申込期日 令和 6 年 8 月 20 日（火）

※研修会は事前登録制です。研修会及び試験は、eラーニング形式で実施します。



(2) 認定申込み

ながの電子申請サービス又は郵送により、令和 6 年 7 月 26 日（金）から令和 6 年 9 月 18 日（水）まで（必着）にお申込みください。

○ながの電子申請サービス

https://apply.e-tun0.jp/pref-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=46283

QRコードからもアクセスできます。



○郵送

あて先 〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2
長野県庁 健康福祉部 感染症対策課

申込書は長野県公式ホームページ（下記アドレス）に掲載されています。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kansensho-taisaku/kenko/kenko/nanbyo/coordinator.html>

3 その他

肝炎医療コーディネーターは、その活動状況について、翌年度の4月末日までに県に報告することになっています。あわせて御周知いただきますようお願いします

(問合せ先)

担 当	感染症対策課 感染症対応担当 渡辺 (千)
電 話	026-235-7148 (直通)
ファクシミリ	026-235-7334
電子メール	kansen@pref.nagano.lg.jp

長野県肝炎医療コーディネーターの養成及び活用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、長野県肝炎医療コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を養成し、県民への肝炎医療に関する普及啓発、患者やその家族への情報提供などの支援に活用することにより、肝硬変や肝がんへの移行を予防することなど、長野県の肝炎対策を推進することを目的とする。

(基本的な役割)

第2条 コーディネーターは、第5条第1項の規定による認定を受けて、肝炎患者や肝炎ウイルス検査陽性等（以下「肝炎患者等」という。）が適切な肝炎医療や支援を受けられるように、医療機関、行政機関その他関係者間の橋渡しを行い、肝炎ウイルス検査の受検、検査陽性者の早期の受診、肝炎患者の継続的な受療が促進され、行政機関や医療機関によるフォローアップが円滑に行われるようにすることを基本的な役割とする。

(活動内容)

第3条 コーディネーターの主な活動内容は、コーディネーターが配置される次に掲げる機関に応じて、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 肝疾患診療連携拠点病院（以下「拠点病院」という。）、肝疾患に関する専門医療機関（以下「専門医療機関」という。）及びその他の医療機関
 - ア 肝炎の検査や治療に関する情報提供及び相談助言
 - イ 肝炎患者等を支援するための制度や窓口の案内
 - ウ 研修会等への参加
 - エ アからウまでのほか、前条第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動
- (2) 保健所及び市町村の肝炎対策担当部署
 - ア 肝炎対策に関する情報提供及び普及啓発
 - イ 肝炎患者等を支援するための制度や窓口の案内
 - ウ 肝炎ウイルス検査の受検勧奨及び肝炎患者等への受診勧奨
 - エ アからウまでのほか、前条第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動
- (3) (1)又は(2)以外の機関
 - ア 肝炎ウイルス検査の受検や肝炎患者等への理解の促進のための県民等の普及啓発
 - イ 肝炎患者等からの医療や生活等に関する相談
 - ウ ア及びイのほか、前条に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動

(配置)

第4条 コーディネーターは、拠点病院、専門医療機関、その他の医療機関、保健所、市町村の肝炎対策担当部署、薬局及び肝炎患者の団体等に配置するものとする。

2 県は、前項に規定する機関にコーディネーターが配置されるように、これらの機関の協力を得て、次条の規定による養成及び認定を行うものとする。

3 県は、コーディネーターが配置されている機関の一覧を作成し公表するものとする。

(養成及び認定)

第5条 知事は、次に掲げる要件を全て満たす者をコーディネーターとして認定するものとする。

- (1) 医師、看護師、薬剤師等の保健医療関係者、保健所の保健師、市町村の肝炎対策担当者、肝炎患者又はその家族、その他肝炎の予防及び肝炎患者の支援の推進に意欲を有する者
- (2) 県または県が委託等を行った機関が実施する養成研修を受講し、習熟度に関する試験に合格（原則、70点以上）した者

- 2 前項（1）に規定する者で、コーディネーターを希望する者は、県へ届け出るものとする。
- 3 第1項（2）に規定する養成研修の内容は、次に掲げるとおりとする。
- （1）肝疾患の基本的な知識
 - （2）県の肝炎対策
 - （3）県の肝疾患診療連携体制
 - （4）その他肝疾患に関する事項
- 4 知事は、第1項の規定によりコーディネーターの認定を行ったときは、認定証を交付し、名簿に登録を行うものとする。
- 5 コーディネーターは、配置機関の変更等の理由により名簿の登録内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ届け出るものとする。
- 6 知事は、コーディネーターが次のいずれかに該当すると認めるときは、第1項の規定による認定を取り消し、前項に規定する名簿から登録を抹消する。
- （1）コーディネーターとして不適切な行為を行ったとき
 - （2）疾病その他の理由によりコーディネーターとして活動することが困難になったとき
 - （3）本人から辞退の申出があったとき
 - （4）第8条に規定する更新研修を受講しなかったとき
（技能向上及び活動支援）
- 第6条 県は、研修会の開催、情報提供等により、コーディネーターの継続的な技能の向上を図り、その活動を支援するものとする。
- 2 県はコーディネーターの活動内容や、配置されている医療機関、行政機関などのリストをホームページ等に掲載し周知を図るものとする。
- （守秘義務）
- 第7条 コーディネーターは、正当な理由なく、その活動を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。第5条第6項の規定により認定を取り消された後も同様とする。
- （認定更新）
- 第8条 コーディネーターは、更新を希望する場合は、県または県が委託等を行った機関が実施する更新研修を3年に1回以上受講しなければならない。
- （活動報告）
- 第9条 コーディネーターは、当年度の活動状況について、翌年度の4月末日までに、県に報告しなければならない。
- （その他）
- 第10条 この要綱に定めるもののほか、コーディネーターについて必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年10月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。



しあわせ信州

長野県(健康福祉部)プレスリリース 令和6年(2024年)7月26日

「長野県肝炎医療コーディネーター」認定希望者を募集します

肝炎患者等が適切な医療や支援を受けられるようにコーディネートできる方を養成し、肝炎対策の推進を図るため、今年度の認定希望者を募集します。

1 対象者

- ・医師、看護師、薬剤師、保健師等の保健医療関係者
- ・市町村の肝炎対策担当者
- ・肝炎患者又はその家族
- ・その他肝炎の予防及び肝炎患者の支援の推進に意欲を有する方

2 認定要件

3の肝炎医療従事者等研修会を受講し、4の認定試験に合格することが認定要件となります。

3 肝炎医療従事者等研修会

令和6年8月31日(土)～令和6年9月10日(火)の11日間

(e-ラーニング形式(事前登録制)、2時間程度を予定)

- ・申込サイト <https://kanen2024.hp.peraichi.com/>
- ・申込期日 令和6年8月20日(火)

4 認定試験

研修受講後、引き続き上記研修会申込サイトから試験を受けてください。

試験に合格された方へ、認定証をお送りします。※70点以上で合格

5 認定申込先等

認定希望者は、3の研修会の受講申込みに加え、ながの電子申請サービス又は郵送によりお申込みください。

◇ながの電子申請サービス

https://apply.e-tunoo.jp/pref-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=46283

QRコードからもアクセスできます。



◇郵送

- ・あて先 〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2 長野県 健康福祉部 感染症対策課
- ・認定申込書は下記サイトから入手できます。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kansensho-tai-saku/kenko/kenko/nanbyo/coordinator.html>

※お申込み前に長野県肝炎医療コーディネーターの養成及び活用に関する要綱をご一読ください。

募集期間：令和6年7月26日(金)から令和6年9月18日(水)まで(必着)

確かな暮らしを守り、
信州からゆたかな社会を創る

しあわせ信州創造プラン3.0

～大変革への挑戦「ゆたかな社会」を実現するために～

[長野県総合5か年計画推進中]

(問合せ先)

担当 健康福祉部感染症対策課 渡辺(千)

電話 026-235-7148(直通)

026-232-0111(代表)内線4144

FAX 026-235-7334

E-mail kansen@pref.nagano.lg.jp

「肝炎医療従事者等研修会」を開催します

肝炎治療に関する最新情報を提供し、「長野県ウイルス肝炎診療ネットワーク」の取組を推進するため、信州大学医学部附属病院と県による肝炎医療従事者等研修会を開催します。

1 開催日

令和6年8月31日(土)～令和6年9月10日(火)の11日間

(e-ラーニング形式(事前登録制)、2時間程度を予定)

2 内容

〈制度説明〉『長野県のウイルス肝炎対策』 長野県健康福祉部 感染症対策課

〈講演1〉『ウイルス性肝炎根絶にむけて』

山下 裕騎(信州大学医学部 内科学第二教室 消化器内科)

〈講演2〉『肝臓がんの予防と治療: 知っておきたいポイント』

木村 岳史(信州大学医学部 内科学第二教室 消化器内科)

〈講演3〉『肝炎患者の声』

米澤 敦子(NPO法人 東京肝臓友の会 事務局長)

3 対象者

肝炎診療等に従事する医療関係者(医師、看護師、薬剤師、管理栄養士、ソーシャルワーカー等)
市町村保健衛生担当職員、保健福祉事務所(保健所)担当職員、肝炎医療コーディネーター、
肝炎患者またはその家族など

4 受講申込方法

申込サイトから、令和6年8月20日(火)までに申し込みを行ってください。

(申込サイト) <https://kanen2024.hp.peraichi.com/>



5 肝炎医療コーディネーターについて

肝炎医療コーディネーターの認定及び更新を希望する場合は、本研修会を受講いただく必要があります。

長野県肝炎医療コーディネーターの詳細については、下記サイトをご覧ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kansensho-tai-saku/kenko/kenko/nanbyo/coordinator.html>

【参考】「長野県ウイルス肝炎診療ネットワーク」について

長野県では、地域における良質かつ適切なウイルス肝炎の診療を提供するために、肝疾患診療連携拠点病院(信州大学医学部附属病院)を中心に、専門医療機関とかかりつけ医による診療連携体制「長野県ウイルス肝炎診療ネットワーク」の整備を進めています。

詳細については、信州大学医学部附属病院 肝疾患診療相談センターのホームページをご覧ください。

<http://www.shinshu.liver.jp/medical/>

【申込、受講方法に関する問合せ先】

担当: 信州大学医学部附属病院
肝疾患診療相談センター 海老原
電話: 0263-37-2922(直通)
FAX: 0263-37-2922
E-mail: liver_ce@shinshu-u.ac.jp

【その他の問合せ先】

担当: 健康福祉部感染症対策課 渡辺(千)
電話: 026-235-7148(直通)
026-232-0111(代表) 内線 4144
FAX: 026-235-7334
E-mail: kansen@pref.nagano.lg.jp